

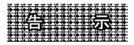
長野県報

2月6日(月) 令 和 5 年 (2023年) 第 378 号

目 次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課)	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙	
管理委員会)	4
· <mark>告</mark>	
特定調達契約に係る一般競争入札(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
特定調達契約に係る一般競争入札(11件)(道路管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市・まちづくり課)	27
企画提案公募(プロポーザル)(学びの改革支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
特定調達契約に係る一般競争入札 (4件) (生活排水課)	29



長野県告示第61号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。 令和5年2月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 起業者の名称
 - 松本市
- 2 事業の種類

松本市波田扇子田運動公園移設整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

長野県松本市波田字扇子田地内

- (2) 使用の部分
 - なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

松本市波田扇子田運動公園移設整備事業(以下「本件事業」という。)は、松本市波田扇子田運動公園(以下「現公園」という。) の一部を松本市が移設する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。よって、 本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である松本市は、本件事業について必要な財源措置を講じ、本件事業を既に開始していることから、本件事業を遂行する ための充分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
 - ア 本件事業の施行により得られる利益

現公園は、市内で最も多様なスポーツが行われており、「松本市スポーツ推進計画」(以下「推進計画」という。)の中核を担う施設の一つである。しかしながら、国土交通省施行の松本波田道路建設工事(以下「道路工事」という。)に伴い、移転を余儀なくされる状況にある。

現公園の施設が利用できなくなれば、地域住民等がスポーツに親しむことのできる環境の維持ができず、推進計画に基づく 生涯スポーツの推進等の施策の推進に大きな支障が生じる。また、現公園の駐車場は手狭であり、公園利用者のニーズを満たしてい ないばかりか、狭あいな駐車場において事故が発生する危険性がある。さらに施設が除却されれば、公園利用者に遠方の類似施設へ の移動を強いることとなり、公園利用者全体の利便性が低下する。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、現公園の移転、整備を図るものである。

本件事業の施行により、これまでどおり多様なスポーツの実施や推進計画に基づく施策の継続的な推進が可能となり、地域の生活環境の向上や地域住民等の相互交流、健康増進等に寄与することが認められるとともに、十分な広さの駐車場を確保することにより、駐車場における事故の発生による危険性が低減される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討 した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)
 - ア 本件事業を早期に施行する必要性
 - (3) のアのとおり、現公園の施設が利用できなくなれば、推進計画に基づく施策の推進に大きな支障が生じるほか、道路工事に伴う現公園の除却が令和6年度中を予定していることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。
 - イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市住民自治局波田地区地域づくりセンター

総合政策課

長野県告示第62号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和5年2月6日

長野県知事 阿 部 守 -

(登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称 事業所の名称

事業所の所在地

登録した年月日

社会福祉法人 光和福祉会

地域密着型特別養護老人ホーム 光和

長野県長野市三輪1317-10

令和5年2月1日

介護支援課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月6日

長野県伊那建設事務所長 石 田 良 成

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与地辰野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市西箕輪羽広3900番の288地先から 伊那市西箕輪3900番の696地先まで	旧	$\frac{m}{5.7 \sim 11.2}$	km 0.4020
同 上	新	8.6 ~ 11.3	0. 4020

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字待屋5491番の6地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字待屋5087番の1地先まで	旧	6. 3 ~ 8. 9	km 0.3500
同 上	新	6.8 ∼ 19.2	0. 3500

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月6日

長野県伊那建設事務所長 石 田 良 成

- 1(1)路線名与地辰野線
- (2) 供用を開始する区間

伊那市西箕輪羽広3900番の288地先から

伊那市西箕輪3900番の696地先まで

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字待屋5491番の6地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字待屋5087番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和5年2月6日
- 2(1)路線名 152号
 - (2) 供用を開始する区間

伊那市高遠町長藤6515番の2地先から

伊那市高遠町長藤6516番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年2月6日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年2月6日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 路 線 名 405号
- 2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字上ノ原17930番の22地先から 下水内郡栄村大字堺字上ノ原17930番の121地先まで

3 供用を開始する期日 令和5年2月6日

道路管理課

選告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和5年2月6日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

表中

| 上松町ひのきの里総合文化センター

木曽郡上松町大字上松159番地4

上松町選挙管理委員会

を

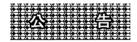
上松町ひのきの里総合文化センター

木曽郡上松町大字上松159番地8

上松町選挙管理委員会

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和5年2月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び予定数量
 - ア役務

令和5年度 県単砂防管理事業・県単水防管理事業に伴う保守点検業務

イ 予定数量

御嶽山火山噴火監視装置保守点検

監視局1箇所、雨量他観測局6箇所、中継局1箇所

土砂災害監視施設保守点検

監視局1箇所、雨量局11箇所、中継局2箇所

水防情報システム保守点検

監視局1箇所、雨量局3箇所、水位局2箇所、中継局3箇所

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。